

糸満市農業集落排水事業 障害者活躍推進計画

機関名	糸満市農業集落排水事業
任命権者	糸満市長 當銘 真栄
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
糸満市農業集落排水事業における障害者雇用に関する課題	糸満市農業集落排水事業は、職員総数が6名でその全員が市長部局からの出向（うち2名は短時間再雇用職員）であるため、当事業において採用は行っていない。小規模な組織であり、現に障害のある職員も在籍していないため、特段な体制整備は行ってこなかった。
目標	
1 採用に関する目標	人事異動において障害者である職員が配置されることも想定されるため、障害者である職員が活躍できる職場環境を整え、関係機関との調整を図る。
2 定着に関する目標	配置、採用した場合は不本意な離職を極力生じさせない。
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	(1)障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 (2)障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	身体障害等により従来の業務遂行が困難となった場合、負担無く遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	障害のある職員の在籍があった場合は、当該職員からの相談や定期的な面談を通じて必要な配慮等を把握し、それを踏まえた検討を行い継続的に勤務できるよう措置を講じる。
4 その他	各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう適切な支援や配慮に努める。